

平成29年度第3回子ども未来局指定管理者審査選定委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年9月29日（金） 14時00分～15時50分
- 2 会 場 ときわ会館5階中ホール
- 3 出席者 （委員） 奥野委員長、相川委員、松村委員、横山委員、中島委員、住谷委員、金子委員
（所管課） 子育て支援政策課
（事務局） 子育て支援政策課
- 4 諮問内容と答申結果

指定管理者候補者案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定管理者案
さいたま市児童養護施設カルテット	1	児童福祉施設	非公募	社会福祉法人浦和福祉会

5 議事要旨

施設の指定管理者候補者案選定に当たり、第2回指定管理者審査選定委員会において応募方法を非公募と決定した。申請団体による事業計画書に基づいたプレゼンテーション及び各委員からの質疑を行った後、指定管理者候補者案についての審査を行った。

【質疑等】

- Q 事業計画書に「アフターケアサービスを大切にする養護をめざす」と書かれているが、具体的にはどのような形なのか。今までの事例の中でどのようなことがあったのか、説明できる範囲内でお願する。
- A アフターケアというと、子どもたちが生活しているところへ職員が出かけていろいろフォローをするイメージであるが、私たちが心がけているのは、子どもたちから来られるような施設で、子どもたちが来たときは温かく迎えてあげられるような雰囲気づくりをするように心がけている。具体的などころでは、プレゼンテーションの表現教育のところでもお見せしたが、明日、カルテットの創立記念日のパーティーがあり、3年前に卒園した男子が大学生でブレイクダンスをやっており、ユニットを組む友人とそれを見せに来てくれる。また、2年前に卒園して仕事をしているサクソフォン奏者をめざす女子も演奏をしに来てくれる。それから職員からの働きかけでは、卒園生のためのバーベキューパーティーに、在園生も一緒になって一日を楽しむようなプログラムも計画している。
- Q 施設では食べ物に好き嫌いがあり野菜が嫌いな子が多いと思うが、どのようにしているか。
- A 基本は、日々の食事の際にケアワーカーからの声かけを繰り返していくことが、地味ではあるが一番効果的な方法かと思う。しかし、職員とコミュニケーションをうまくとれない子や情緒面で落ち着かない子も多い。食事は、施設の厨房でつくって各ユニットに運ばれてくるため、子どもたちは、つくってくれる人の顔が見えないので、平気で残したり捨てたりする。そのため、今年、ユニットを改築して、そこで調理員が食事をつくれるように

したいと思っている。できればその調理員と一緒に子どもたちとケアワーカーが食べるようにすれば、そういうことも多少なくなるのではと考えている。同じような取り組みをした他の児童養護施設ではかなり残食が減ったというデータもある。

Q 職員の中に心理療法士が非常勤で2人いる。非常に困難なことを抱えたお子さんが多いので2人置いていると思うが、この非常勤職員はどのような形で勤めているのか。また、臨床心理士と心理学科卒の一人ずつとなっているが、心理学科卒というのは、認定心理士の資格を持っているということか。

A 心理士が2人いるというところは意味があり、男の子にとっては男性の心理士、女の子にとっては女性の心理士の方が話しやすく、同性同士の方がカウンセリングやセラピーはうまくいくため、あえて常勤の心理士1人ではなく、非常勤の心理士を男女1人としている。それぞれが週2日から3日ほど、主に子どもたちが帰っている夜間の時間帯に、多い子どもは週に1回、少ない子どもは月に1回、また1回のセラピーは、小さい子だと30分ほどのときもあるが、基本は1時間ほど行っている。資格については、二人とも認定心理士であったが、最近、女性の方の心理士が臨床心理士の資格を取得した。

Q 職員は、プレゼンテーションであった平均経験年数の説明のとおり10年ほどのキャリアがあると思うが、新しい職員も入れないと子どもとふれあう関係が多くならないのではないか。経験年数の古い職員がいれば良いとは言えないと思うがどう考えるか。

A 全くそのとおりだと思っているが、意図しなくても、定年退職での退職や、子どもができて産休に入ったりして休職する者などが結構いるため、そのときに新人職員を採用しており、職員構成は20歳から60歳まで万遍なく世代が均等化している。先輩から後輩に技術は継承されており、年齢が固定化されることはない。

Q 事業計画書の中に苦情処理のことが出ているが、施設の中では、子どもにとっては面倒を見てもらう、指導している側からは面倒を見てあげているという関係がある。苦情が出ていてもシステム上では解決する形になっているが、苦情がここ数年で何件ぐらいあって、どのように解決しているのかの具体例を教えてください。

A 苦情に関しては様々あり、例えば職員とうまくいかないからユニットを移りたいとか、あの子は乱暴だから施設をやめさせてほしいとかの無理難題の苦情もある。だからといって、そのとおりに対応するわけにはいかないもので、その子と丁寧に話をしながら納得してもらうことが中心である。それから、最近は要望が出てきて、例えば高尾山に行きたいという例など、苦情解決とまではいかないが要望実現は行っている。できないことの割合は3分の1ぐらいで、ある程度できることはそういう形で進んでいるのが現状である。また、子どもによっては、聞いてもらえるだけで満足する場合もある。件数に関しては、データを持って来ていないが、毎月2、3件ほど、多いときは5件ほどで年間40件から50件ぐらいの間だと思う。

Q 事業計画書の「関係機関との連携に関する具体的方策」のところに、例示で「児童相談所」、「学校関係」、「医療機関等」とあるが、実際に指定管理を依頼する本庁の「子育て支援政策課」とはどのような連携を考えているのか。

A 子育て支援政策課からは、様々なアドバイス、サゼッションをいただいております、連携というよりは、施設運営やときにはケアワークに関してのアドバイザー的な役割で指導いただいております。

【結果】

申請団体の審査を行った結果、2, 100点満点で、1, 538点となり最低制限基準の60%である1, 260点を超えていた。また実績評価点を加えて1, 591点となった結果、社会福祉法人浦和福祉会を指定管理者の候補者案として答申することを決定した。

以上